

令和5年度第3回西九州させぼ広域都市圏協議会

【報告事項】

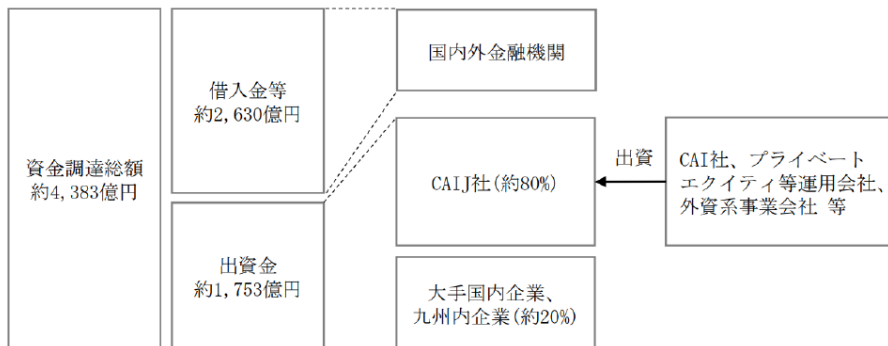
九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画の審査結果について

令和6年3月13日
企画部 IR推進室

九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画の審査委員会の見解について

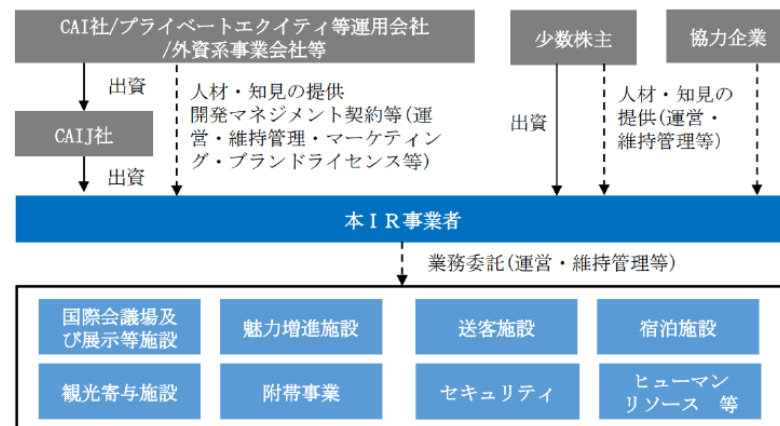
1. 資金調達の確実性を裏付ける根拠が十分であるとは言い難いこと

(要求基準4-②-図表A 資金調達計画概要)



2. カジノ事業の収益の活用によるIR事業の継続的な実施、カジノの有害な影響の排除に関する措置の適切な実施を裏付ける根拠が十分であるとい難いこと

(評価基準20-①-図表D 運営における実施体制図)



No	審査委員会の見解
1	一部の出資予定者からレターが未提出
2	多くのレターが本来提出すべき相手方とは異なる者宛
3	レターに法的拘束力がない又はそれに類するものが多い
4	過去出資・融資予定者だったが撤退した企業がいる
5	レターが不明確
6	令和5年9月時点での出資・融資予定者が申請時から大きく変更されている
7	今後も出資・融資予定者の変更が生じ得る懸念を払しょくできない

No	審査委員会の見解
1	CAI以外にIRの設置運営の実績・ノウハウを有する企業がない
2	CAIもIRの実績が十分でない
3	CAIの出資割合が極めて小さく、レターの確度が不十分
4	IRの経営経験者を役員とし、資本的関与が不十分なCAI等からノウハウ等の提供を受けるだけでは、IR事業者が自らIR事業を適切かつ継続的に実施できない。
5	カジノ事業の収益を活用したIR事業への還元やカジノの有害な影響の排除に関する措置より、投資家への利益還元が優先するされるのではない

九州・長崎特定複合観光施設にかかるこれまでの経緯について

